# 鹿児島県公報

令和6年6月18日(火)第524号



示

発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

○保安林の指定

(森づくり推進課取扱い) 1

- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い)2
- ○家畜伝染病の発生

(家畜防疫対策課取扱い) 2

- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱)
  - (鹿児島地域振興局取扱い) 2
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い)2
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い)
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(姶良・伊佐地域振興局取扱い) 3 (大隅地域振興局取扱い) 3

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス事業者の指定

(大隅地域振興局取扱い) 3

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止

- (大島支庁取扱い)3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い)4

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 4

告示

#### 鹿児島県告示第488号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として 指定する。

令和6年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

熊毛郡屋久島町平内字岩峰438番23,438番35から438番37まで,字中道454番82,454番83

- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和6年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主た	事業所の名称及び所	亦再声巧	変更	内 容	自立支援医
る事務所の所在地	在地	変更事項	変更前	変更後	療の種類
鹿児島医療生活協同組合	生協訪問看護ステー	事業所の所	南九州市川辺	南九州市川辺	育成医療・
鹿児島市谷山中央五丁目	ション・万之瀬	在地	町田部田6387	町両添1118番	更生医療
12番 3 号	南九州市川辺町両添		番地 1	地	
	1118番地				

#### 鹿児島県告示第490号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和6年6月18日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病(牛)

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	2	西之表市	令和6年5月27日
患畜	1	薩摩川内市	令和6年5月30日

#### 鹿児島地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年6月18日

鹿児島地域振興局長 森哲志

		事業所		申請者		化宁左口	障害福祉		
Ī	h	II.	= + 14	h	II.	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
	名	称	所 在 地	名	称	所在地	名	Ħ	の種類
	就労継約	売支援B	日置市吹上町湯	合同会社	生O&M	鹿児島市山田町	永井 裕介	令和6年	就労継続
	型事業原	折0ne	之浦756			194番地201号		2月1日	支援B型

#### 南薩地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年6月18日

南薩地域振興局長 末吉龍一郎

				1117年2日		\r\ L\ 1		
	事業所			指定障害福祉サービス事業者			廃止年月	障害福祉
kz	T/m	55 to 11h	kz	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	<b>発止年月</b>	サービス
名	称	所 在 地	名		所在地	名		の種類
ふじ美	の里	枕崎市板敷西町	社会福祉	业法人富	枕崎市板敷西町	岩下 修一	令和6年	就労継続
		321番地	士福祉会	슼	321番地		6月1日	支援B型

#### 始良·伊佐地域振興局告示第12号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年6月18日

始良·伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業	所		申 請 者		指定年月	障害児通
<i>t</i> 7		to the	主たる事務所の	代表者の氏	指 正 年 月	所支援の
名称	所 在 地	名 称	所在地	名		種類
わくわくラボ	姶良市加治木町	有限会社リバー	霧島市隼人町内	川越 真一	令和6年	放課後等
	錦江町109	ランド	山田一丁目5番		4月1日	デイサー
			43号			ビス

#### 姶良・伊佐地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年6月18日

姶良 · 伊佐地域振興局長 向窪憲和

	事業	業 所	申 請 者			<b>北</b>	障害福祉
-	14.	-r + 11.	h th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名	称	所 在 地	名 称	所在地	名	Ħ	の種類
merci		姶良市西餅田	合同会社ome	姶良市西餅田	西田めぐみ	令和6年	就労継続
		1938番地28	m e	1938番地28		4月24日	支援B型

#### 大隅地域振興局告示第16号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年6月18日

大隅地域振興局長 永野義人

事業	業 所		申請者		<b>北</b> 安 左 日	障害児通
名称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月 日	所支援の
有 你	77 11 11	名	所在地	名		種類
こども発達支援	肝属郡肝付町富	社会福祉法人天	肝属郡肝付町後	前田 智史	令和6年	放課後等
センターめぶき	山1682番地の1	上会	田5501番地		4月1日	デイサー
園						ビス・居
						宅訪問型
						児童発達
						支援

### 大隅地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年6月18日

大隅地域振興局長 永野義人

2 1117 = 2 1117 2 117				• •		
事 業 所		申 請 者		化少年日	障害福祉	
名 称	武士业	₽ £hr	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	Д	の種類
こもれび	鹿屋市海道町	特定非営利活動	鹿屋市古里町	窪田 伸一	令和6年	就労継続
	820番地	法人窪田福祉会	724番地 5		4月1日	支援B型

#### 大島支庁告示第5号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により,指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和6年6月18日

大島支庁長 松藤啓介

事業	業 所	指定障害児通所支援事業者		<b>索</b> 4 左 1	障害児通	
<i>t</i> 7	=c +- uh	to the	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	所支援の
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	種類
児童発達支援事	大島郡瀬戸内町	社会福祉法人幸	大島郡瀬戸内町	程 卓郎	令和6年	児童発達
業所ここ	古仁屋船津26番	喜会	大字勝能887番		3月31日	支援・放
	地		地			課後等デ
						イサービ
						ス・保育
						所等訪問
						支援

# 大島支庁告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年6月18日

大島支庁長 松藤啓介

事				指定年月	障害福祉	
<i>t</i> 7	=C + 11h	to the	主たる事務所の	代表者の氏	日	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名		の種類
らしく	奄美市名瀬朝仁	ホームナースほ	奄美市名瀬大字	宮田 政文	令和6年	生活介護
	町22番11	ほえみ合同会社	仲勝630番地5		1月1日	・就労継
						続支援B
						型
島のサポート24	大島郡徳之島町	株式会社Wit	大島郡徳之島町	勇 博志	令和6年	居宅介護
	亀津982番地	h You	亀津982番地		3月1日	・重度訪
						問介護

# 公安委員会告示

# 鹿児島県公安委員会告示第75号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和6年6月18日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

	= 2 - 1 1 1		
遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pルパン三世137YR2	株式会社平和	4P0177
回胴式遊技機	L黄門ちゃま天L2	株式会社オリンピア	430172